

● 社会保険

区分	法別番号	被保険者の加入資格	医療保険の対象者	保険者	患者負担率	備考
全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ)	01	・ 民間の企業に勤務する方		全国健康保険協会の都道府県支部		<ul style="list-style-type: none"> 勤務先を定年退職をした場合、65歳までの期間は国民健康保険（退職者医療制度）に加入し、65歳から75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
船員保険	02	<ul style="list-style-type: none"> 船員乗船者 商船大学の学生 予備船員 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（本人） 被扶養者（家族） 	全国健康保険協会 船員保険部	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～未就学児 2割 小学生～69歳 3割 70歳～74歳（高齢受給者証を併用）※ 2割 	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険の対象とならない船舶乗船者 ⇒ 国民健康保険に加入 「5トン未満の船舶」「湖、川、港のみを航行する船舶」「30トン未満の漁船」の乗船者 勤務先を定年退職をした場合、65歳までの期間は国民健康保険（退職者医療制度）に加入し、65歳から75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる 患者負担率が0割（患者さんの支払いが0円）となる場合 船員保険加入者が下船後3ヶ月以内に「職務上の傷害」「乗船中に発生した職務外の傷害」で来院し、「船員保険医療補償証明書」を提示した場合 ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
日雇特例被保険者の保険 一般療養 特別療養費	03 04	・ 健康保険の適用事業所に日雇で雇われる方		全国健康保険協会の都道府県支部		<ul style="list-style-type: none"> ● 日雇の定義 <ul style="list-style-type: none"> 臨時（日々雇入れ）に使用される者 ⇒ 1ヶ月を超えて継続雇用する場合は通常の健康保険（社保、国保）に加入 臨時（2カ月以内）に使用される者 ⇒ 所定の期間を超えて引き続き雇用する場合は通常の健康保険（社保、国保）に加入 季節的業務に使用される者 ⇒ 継続して4ヶ月以上雇用する場合は通常の健康保険（社保、国保）に加入 臨時的事業に使用される者 ⇒ 継続して6ヶ月以上雇用する場合は通常の健康保険（社保、国保）に加入 ● 受給者資格欄の確認 被保険者証の五面にある受給資格確認欄の受診月に捺印の無い場合は使用できない
組合管掌健康保険	06	・ 民間の大手企業が単独で設立または同業種の複数の企業が共同で設立した健康保険組合加入企業に勤務する方		各健康保険組合		<ul style="list-style-type: none"> 勤務先を定年退職をした場合、65歳までの期間は国民健康保険（退職者医療制度）に加入し、65歳から75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付	07	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省職員 自衛官 防衛大学学生 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（本人） 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方協力本部 各駐屯地 等 	<ul style="list-style-type: none"> 加入～69歳 3割 70歳～74歳（高齢受給者証を併用）※ 2割 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者（家族）は「国家公務員共済組合」に加入する 勤務先を定年退職をした場合、65歳までの期間は国民健康保険（退職者医療制度）に加入し、65歳から75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
国家公務員共済組合	31	・ 国家公務員		国家公務員共済組合		<ul style="list-style-type: none"> 勤務先を定年退職をした場合、65歳までの期間は国民健康保険（退職者医療制度）に加入し、65歳から75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
地方公務員等共済組合	32	・ 地方公務員		地方公務員等共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～未就学児 2割 	
警察共済組合	33	・ 警察勤務者	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（本人） 被扶養者（家族） 	警察共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 小学生～69歳 3割 70歳～74歳（高齢受給者証を併用）※ 2割 	
公立学校共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	34	・ 公立学校、私立学校職員		国家公務員共済組合		
高齢者の医療の確保に関する法律 （後期高齢者医療制度）	39	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の方（誕生日から） 65歳～74歳で一定の障害が認定された方 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（本人） 	各都道府県の後期高齢者医療広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 一般所得者 1割 または 現役並みの所得者 3割 	<ul style="list-style-type: none"> 現役並みの所得者とは、課税所得が一定の基準以上の方
特定健康保険組合 （特例退職被保険者）	63	・ 厚生労働大臣に認可された健康保険組合に加入していた、定年退職～64歳までの方	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（本人） 	各健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～未就学児 2割 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳～75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する
<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員特定共済組合 地方公務員等特定共済組合 警察特定共済組合 公立学校特定共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 	72 73 74 75	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣に認可された共済組合に加入していた、定年退職～64歳までの方 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者（家族） 	各共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 小学生～64歳 3割 	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる

● 国民健康保険

区分	法別番号	被保険者の加入資格	医療保険の対象者	保険者	患者負担率	備考
国民健康保険	なし	<ul style="list-style-type: none"> 自営業、農業従事者、無職等、社会保険の加入者以外の方 定年退職により社会保険加入の資格を喪失した65歳以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主（本人） 家族 	<ul style="list-style-type: none"> 各市区町村 各国民健康保険組合 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～未就学児 2割 小学生～69歳 3割 70歳～74歳（高齢受給者証を併用）※ 2割 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険組合は、同業種の国民健康保険加入者が300名以上集まり、都道府県知事の認可を受けて設立する。医師、歯科医師、弁護士、建設業等の組合がある 国民健康保険組合の被保険者には、患者負担率（一部負担金）が、まれに1割や2割の方もいる。その場合は被保険者証に負担率が記載されている。 ※ 高齢受給者証併用の患者負担率について <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月2日以降に70歳となる方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になった月の翌月以後（1日が誕生日の方はその月）の診療分から2割負担（それまでは3割負担）となります。 平成26年4月1日までに70歳に達している方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担のままとなります。 現役並みの所得者の方は3割負担のままとなります。
国民健康保険（退職者医療）	67	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険（法別番号01、02、06、07、31～34）に加入していた方で、定年退職後に年金（厚生年金、共済年金等）により生計を立てている64歳までの方 		各市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～未就学児 2割 小学生～64歳 3割 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳～75歳までは国民保険に加入、75歳以降は後期高齢者医療制度に加入する 定年退職者本人が65歳を超えた場合は、家族も含めて国民健康保険に変更になるが、家族のみ65歳を超えた場合は、超えた方のみが国民健康保険に変更になる